

第3回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年9月9日（水）午後2時00分～2時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 2階 201会議室
3. 出席委員 10人
 - 1番 中村 政五郎
 - 2番 横山 正行
 - 3番 横山 宏
 - 4番 清水 裕之
 - 5番 中野 文子
 - 6番 島田 信成
 - 7番 齊藤 澄博
 - 8番 小林 修
 - 9番 岩崎 佳津子
 - 10番 金子 節夫
4. 事務局 事務局長 金井 孝浩 係長 小谷 高平 主事 中村 みづき
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（区分地上権）
 - 第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第11号 農地利用集積等促進計画（案）について
 - 第3 報告
 - 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（横山）	それでは只今から、第３回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より、出席状況の報告をお願いします。
事務局長（金井）	只今の出席委員数は、１０名でございます。
会長（横山）	事務局の報告のとおり、本日出席の委員は１０名です。農業委員会等に関する法律第２７条の第３項の規定により、在任委員の過半数が出席しておりますので、第３回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言します。 〈会長挨拶〉 これより議事に入ります。議事日程第１、議事録署名委員の指名については、総会会議規則第２５条、第２項の規定により、議席番号７番齊藤澄博委員、議席番号８番小林修委員を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。 議事日程第２、議案第７号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について（所有権）を議題といたします。 １番について事務局より、説明をお願いします。
事務局（小谷）	議案書２ページをご覧ください。議案第７号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、所有権です。次のとおり農地法第３条第１項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和８年９月９日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。番号１番、「売買」です。譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、譲受人は「所有地の隣で作物管理がしやすいため、取得したい」譲渡人は「自身での維持管理が出来ないため」とのことです。その他の状況につきましては議案書記載のとおりです。備考欄につきましては、譲受人の経営面積です。資料につきましては、１ページから３ページを参照してください。なお、申請地につきましては９月４日、２班の皆さんと現地確認を行いました。申請地は農地として適切に管理されている状態でした。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし） ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。

	(挙手全員) 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可することを決定いたしました。 議案第 8 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（区分地上権）は議案第 1 0 号、農地法第 5 条第 1 項の 1 番と関連がありますので、そちらで一括審議をさせていただきます。 議案第 9 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。1 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局（小谷）	議案書 4 ページをご覧ください。議案第 9 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和 8 年 9 月 9 日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。番号 1 番。申請人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「申請地は周辺道路より低く水が滞留しやすいため、利用に支障がある状態です。盛土をして農地改良を行いたく申請します」とのことです。転用目的は「農地嵩上げに伴う盛土（一時転用）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては 4 ページから 7 ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。
1 0 番（金子）	1 0 番金子節夫委員 1 0 番金子です。9 月 4 日、2 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字石打字住谷崎地内。案内図は資料の 4 ページ、付近状況図は 5 ページを参照してください。申請地は篠塚駅から北西に約 6 0 0 メートルに位置し、第一種農地と判断されますが、畑の農地嵩上げに伴う盛土の工事期間の一時転用で、不許可の例外となっております。2 班として申請地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いしま

	す。 (挙手なし) ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 2 番について事務局より説明をお願いします。
事務局（小谷）	番号 2 番。申請人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。申請理由は「申請地部分が農地法の手続きを怠っていたことが判明し、是正し追認を求めるものです。諸事情をお含みの上、よろしくお願いいたします」とのことです。転用目的は「一般住宅用地（追認）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。資料につきましては 8 ページから 11 ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。
9 番（岩崎）	9 番岩崎佳津子委員 9 番岩崎です。9 月 4 日、2 班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字赤堀字大谷原地内。案内図は資料の 8 ページ、付近状況図は 9 ページを参照してください。申請地は、赤堀地内の大谷原集落内の農地で、住宅と一体として利用されています。農地の広がりはなく、その他の第 2 種農地と判断されます。2 班として申請地や周辺農地の状況などを総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、見地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 (挙手なし)

事務局（小谷）	ないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番については、議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（区分地上権）の1番と関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明をお願いします。 議案書5ページをご覧ください。議案第10号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和8年9月9日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。番号1番、譲受人、譲渡人、土地の表示につきましては、議案書記載のとおりです。なお、申請地の所有者は今年の4月に既に亡くなっており、譲渡人はその相続人の2名となっています。申請理由ですが、譲受人は「申請地においては令和2年度より発電所を運営しております。今後も継続して営農者と共に優良農地の保全に努めて参りたい所存です」とあり、譲渡人は「設備下部農地における適切な営農を行い、耕地を維持して参りたく更新を申請します」とのことです。転用目的は「営農型太陽光発電設備設置用地（使用貸借）（一時転用）」です。施設の概要、着工年月日及び完了年月日につきましては議案書記載のとおりです。なお、この案件は現在行われており、許可期限が令和8年10月22日に一時転用の許可期限切れを迎えるため、その継続をするための申請ということになります。営農型太陽光発電とは、太陽光パネルの下で営農を継続しつつ、太陽光発電での売電でも収益を出す、という形態のものです。今回の案件については譲受人が太陽光発電による売電事業者、譲渡人が農地の相続人、ということになります。太陽光パネル下で営農する者については、提出されている営農計画書によりますと、相続人が営農をするとのこととあります。一時転用の申請面積は太陽光パネル設置の架台の脚の部分の専有面積の合計です。下部で営農を継続し農地として利用されることから、許可期間は最長で3年間の期限付き一時転用という扱いとなります。続いて議案書2ページをご覧ください。合わせて審議する農地法3条の区分地上権設定の申請についてですが、これは、営農型の太陽光パネルを設置するため、パネルを設置する部分に区分地上権を設定するものであります。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定め、工作物を所有するため
---------	---

	に設定する権利をいうものです。なお、この3条の許可は、5条の一時転用の許可が群馬県から正式に発出されると同時に許可を出すこととなっております。つまり3条の区分地上権の許可は、県が5条申請の許可を発出することを条件としております。許可期間についても3条・5条ともに同じ期間となります。営農型太陽光発電を行う場合はパネル下での営農状況が、国の通達で定められたある一定の収穫量を上げられることが要件としてありますが、過去3年の実績ではこの要件を満たしていませんでした。理由の一つとして、元々の土地の所有者でもある営農者が今年4月に亡くなっていることなどの影響があると思われるため、許可権者である県とも協議を行い、一時転用の許可申請は3年間で提出されていますが、過去の実績等を考慮し、1年のみの条件付きであれば許可とすることもやむを得ないとの判断となりました。以上のことから、太陽光発電のための一時転用、太陽光パネルの下の営農との双方の相関関係があるため、3条申請・5条申請ともにご審議願います。資料につきましては12ページから15ページを参照してください。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。この件に関しましては、現地調査が行われておりますので担当委員から報告をお願いいたします。
3番（横山）	3番横山宏委員 3番横山です。9月4日、2班と事務局で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字鶉岡地内。案内図は資料の12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。農地区分は第1種農地と判断されます。第1種農地は基本的に転用は不可ですが、今回の案件は営農型太陽光発電施設の支柱の専有面積分の一時転用であるため、不許可の例外に該当します。営農型太陽光ということで、下の方で耕作されているのかを確認したところ、みょうがが栽培されており、営農計画書についてもみょうがの栽培ということで提出されています。総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とします。委員の皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。
会長（横山）	担当委員から現地調査の報告が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。
8番（小林）	3年前から色々ある件ではありますが、収益がないということとどこへ売ったかの伝票がないといけないというのを以前聞いたのですが、そこまで至っていないのでしょうか。

事務局（小谷）	収量実績については、毎年度末に申請者から収量実績の報告を提出していただくことになっております。その収量実績を元に基準を満たしているかどうか判断させていただきます。一定の基準のラインに過去３年間の基準では、満たしていないという実績になりまして、その理由としまして、先程ご説明したとおり、営農者の方が亡くなっているという事情も考えられます。
８番（小林）	元々９０歳くらいと聞いていたのですが、そもそもできないとなって、営農者ではなく業者の方が入り指導をして行くと以前おっしゃっていたと思うのですが。
事務局（小谷）	過去３年の更新時においては、営農支援者という形で業者が入っておりました。そちらの業者についても今回、実績が上がっていなかったということで、支援を行う業者についても更新を迎えるにあたり、変更がされてきています。そういったことを含み、１年間の実績をみて次回の更新について、判断を行うことになっております。
８番（小林）	１年後に協議するということか。
事務局（小谷）	はい。その通りでございます。
８番（小林）	基準の実績が上げられなかった場合は、解体になるのか。
事務局（小谷）	撤去をしていただく形になります。今回の申請期限が許可となれば、１年の許可期限となりますので、今年度実績が上げられなかった場合、次年度以降の更新はできないということになりますので、その時点で撤去をしていただくことになります。
８番（小林）	３年前も同じようなことを聞いた気がします。
事務局（小谷）	前回の更新の際に、営農計画の改善策を示した上で、更新時に判断するということになっていましたが、今回は期限が１年のみとなっておりますので、１年間で許可するかしないかを判断させていただきます。３年の期間がありますと、３年分あってどの部分を見るかどうかでぶれてしまうことがあります、１年に絞って実績を把握し、営農が可能かどうかを判断することになります。
３番（横山）	実際に撤去になったことはあるのか。
事務局（小谷）	町内では、今のところありません。他の市町では、実績が上げられず、撤去になった事例はあります。

会長（横山）	他にないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について、賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手全員） 挙手全員よって、本件は原案のとおり可決し、許可相当という意見を付して県知事に送付することに決定いたしました。 議案第１１号、農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題といたします。「令和８年度１１月農用地利用集積等促進計画（案）」について事務局より説明をお願いします。
事務局（小谷）	議案書７ページ及び別添資料の「令和８年度１１月農用地利用集積等促進計画（案）」をご覧ください。議案第１１号、令和８年度１１月農用地利用集積等促進計画（案）について、意見の決定を求めます。令和８年９月９日、邑楽町農業委員会会長、横山正行。令和６年度までは農業経営基盤強化促進法における農地の貸借契約については、農用地利用集積計画として農業委員会への意見聴取後、町当局より公告という流れで行っていましたが、法令改正により、農用地利用集積等計画が廃止され、農用地利用集積等促進計画になり、それに伴い、町での公告ではなく、農地中間管理機構へ提出し県知事が認可、公告を行い効果が発生するということに変更となります。それでは改めて別添の資料「農用地利用集積等促進計画（案）」をご覧ください。今回貸借される農地について説明いたします。面積は田が２７６，４５５㎡、畑が１４８，４９３㎡合計で４２４，９４８㎡となります。筆数は田が１９１筆、畑が１２２筆、合計で３１３筆となります。農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るためにこの計画を定めるよう、法令に従い農地中間管理機構へ提出・要請をしたいと考えております。表中の地域計画「内・内予・外」についてご説明いたします。内については、既に地域計画内で、位置づけ者が変わらない、同じ担い手が耕作するということになります。内予については、既に地域計画内で、耕作者が変わる（非担い手の場合は一律で「認外」のため同じ耕作者だとしても内予に含めている）もしくは、地域計画外・地区計画外・大規模指定集落外で担い手が耕作するということになります。外については、地域計画内または大規模指定集落内もしくは地域計画外・地区計画外・大規模指定集落外で非担い手が耕作するということになります。以上です。
会長（横山）	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 （挙手なし）

